

スポーツ庁の設置：理念・施策

背景

スポーツ基本法（平成23年）の制定

- スポーツを通じた社会発展の理念の実現が必要
- ✓ 全ての国民のスポーツ機会の確保
- ✓ 健康長寿社会の実現
- ✓ スポーツを通じた地域活性化、経済活性化
- ✓ 行政改革の方針を踏まえたスポーツ庁の設置検討

2020オリンピック・パラリンピック大会等の日本開催

- 開催国として、政府一丸となった準備が必要
- ✓ 国際公約としてのスポーツによる国際貢献の実施
- ✓ 国民全体へのオリンピズムの普及
- ✓ 開催国としての我が国の競技力の向上
- ✓ 健常者・障害者のスポーツの一体的な推進



スポーツ庁創設

スポーツを通じて「国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む」ことができる社会の実現を目指す。（基本法前文より）

健康寿命延伸、医療費抑制

厚労省

- ・健康増進
- ・高齢者、障害者福祉

- ・健康増進に資するスポーツの機会の確保
- ・障害者スポーツの充実

- ・Sport for Tomorrowの実施
- ・国際競技連盟（IF）の役員ポスト獲得支援 等

外務省

- ・スポーツを活用した外交の展開（国際交流、経済協力等）
- ・Sport for Tomorrowの実施 等

国際交流・国際貢献

地域社会の活性化

国交省、農水省、環境省

- ・公園整備等
- ・観光振興、地域振興

- ・スポーツを行える多様な場の創出
- ・スポーツを通じた地域おこしへの支援

スポーツ庁

スポーツ行政を総合的に推進

（文科省の旧来からのスポーツ振興）

- ・地域スポーツの推進
- ・学校体育・武道の振興
- ・国際競技力の向上
- ・スポーツ界のガバナンス強化
- ・オリパラムーブメントの推進

- ・産業界との連携によるスポーツ普及と競技力強化

経産省

- ・スポーツ施設・用品産業

国民経済の発展

スポーツ庁が中核となり、旧来からのスポーツ振興に加えて、他省庁とも連携して多様な施策を展開。

スポーツによる健康増進

目標

スポーツ参画人口の拡大、地域スポーツ環境の整備

▶スポーツ実施率の向上

・平成33年度末までに、成人の週1回以上のスポーツ実施率が65%程度、成人の週3回以上のスポーツ実施率が30%程度となることを目標としている。また、1年間に一度もスポーツをしない成人の数がゼロに近づくことも目標としている。

現状

- ◆ スポーツにより医療費を約3兆円抑制できるとの試算もあり、スポーツにより健康寿命を平均寿命に限りなく近づけることができる社会の構築を目指すことが重要である。
- ◆ 成人のスポーツ実施率（週1回）は、前回調査（平成25年1月）から低下している。（平成21年度45.3% → 平成24年度47.5% → **平成27年度40.4%**）
- ◆ スポーツ未実施者のうち、71%が今後も実施する意思がないと回答（H22総務省地域ICT利活用広域連携事業より）

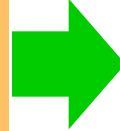
○スポーツによる地域活性化推進事業

（平成28年度概算要求額：5.3億円【拡充】）

スポーツを通じた健康増進の意識の醸成や運動・スポーツへの興味・関心を喚起するための取組を支援。

- スポーツを通じた健康都市づくり
- スポーツに無関心層へのアプローチ 等

成果を
全国展開



地方自治体の「健康ポイント導入」推進

●地域のスポーツ資源を有効活用促進

- ✓ 総合型地域スポーツクラブ（市町村設置率：80.1%）
- ✓ スポーツ推進委員（全国約5万人）

●スポーツ部局と健康福祉部局の連携促進

（総合教育会議の活用等）

健康増進、
医療費抑制

スポーツ実施率
向上

地域スポーツ
環境の充実

○スポーツ医・科学等を活用した健康増進プロジェクト（平成28年度概算要求額：8,800万円【新規】）

スポーツによる健康増進を推進するため、関係省庁と連携を図りながら、スポーツ医・科学等の知見を活用し、心身の健康の保持増進を図るためのスポーツ・運動に関するガイドラインの策定及びスポーツ・レクリエーションを活用した介護予防を促進するとともに、スポーツウエルネスに対する意識の醸成を図る。

効果

超高齢化と人口減の中でのスポーツを通じた健康増進

⇒ **健康寿命の延伸、医療費の抑制、地域コミュニティの創生、持続可能なまちづくり**